

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和5年10月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
有限会社ミウラ 商会	三 浦 廣 巳	大仙市刈和野字愛 宕下174番地4	令和5年9月30日
株式会社永井建 設	永 井 崇	秋田市太平寺庭字 寺庭222番地の1	令和5年9月30日
フジヨシ設備	佐 藤 義 和	秋田市下北手松崎 字大巻26番地174	令和5年9月30日
株式会社寒風	菅 原 廣 悦	男鹿市脇本脇本字 前野1番地1	令和5年9月30日
株式会社LIX ILトータルサ ービス東北支店 秋田営業所	内 山 浩	秋田市土崎港相染 町字浜ナシ山17番 地6	令和5年9月30日
布袋水明社	中 山 英 樹	湯沢市成沢字中ノ 沢5番地21	令和5年9月30日
辻島設備	辻 島 一 文	仙北郡美郷町野中 字押切89番地2	令和5年9月30日

ホーム研設	伊藤謙治	男鹿市船川港船川 字漆畑9番地	令和5年9月30日
有限会社西目配 管施設	佐々木博之	由利本荘市西目町 沼田字新道下2番 地622	令和5年9月30日
有限会社佐文工 業	佐藤文一郎	秋田市太平八田字 上八田160番地5	令和5年9月30日
清和設備	鈴木正助	大仙市鍵見内字館 ノ内143番地	令和5年9月30日
東設	伊藤篤志	男鹿市船川港比詰 字才ノ神28番地4	令和5年9月30日